平成２１年（フ）第１７１８７号
埼玉県川口市大字芝4874―１　春山貸家３号室
債務者　保川　　泉（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１８８号
栃木県小山市西城南５丁目40―４―Ａ―101
債務者　笠森　　淳
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１８９号
埼玉県草加市手代町1005―１―403
債務者　浅野　　進
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１９０号
埼玉県草加市手代町1005―１―403
債務者　浅野　恵子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１９９号
東京都江戸川区船堀２丁目11―14―102
債務者　圓谷　悦子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２００号
東京都北区志茂５丁目17―11―202
債務者　福重　博和
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０１号
東京都文京区千石２丁目34―４―202
債務者　今瀧世志子（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０３号
千葉県市川市南大野２丁目25―18―103
債務者　大場　瑞代
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０４号
埼玉県鴻巣市吹上富士見３丁目７―13―205
債務者　後藤　桂子（旧姓倉橋）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０５号
東京都北区西ケ原２丁目41―12―２
債務者　大和田政広
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２１０号
埼玉県草加市新里町922―105
債務者　荘司　　果
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２１６号
東京都江戸川区春江町５丁目13―32　ベルジュ91―103
債務者　高橋　和行
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２１７号
東京都江戸川区春江町５丁目13―32　ベルジュ91―103
債務者　高橋みどり
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２１８号
東京都中野区大和町４丁目50―23―202
債務者　鈴木玲以奈（旧姓林）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２１９号
神奈川県川崎市多摩区三田１丁目26―33―405
債務者　川上繁三郎
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部